

社会との関係の中で生きる「高齢者」

— その現代的問題と臨床心理学的援助に関する一考察 —

深澤龍永

〔抄録〕

本稿では、社会との関係の中で生きる「高齢者」について、わが国の時代的な背景や変遷を概観し、高齢者のあり方が家族形態や社会制度といった社会的変化、開発や農業生産力といった経済的变化と密接に関係してきたことを指摘した。その上で「老」に対する「穢れ」や「罪」の意識性から高齢者は古代にあっては無主の地に「放逐」され、現代にあっては人々の意識の中から「老」や「死」といった人間のもつマイナスイメージが無意識の世界に抑圧（放逐）されようとしていることを報告した。そして、そのような意識性に対するカウンターとして現代における高齢者問題を捉える視座の必要性を述べた。また、高齢者自身やその家族にとって「どのように生きるのか」が問われているという視点から、臨床心理学的援助の果たす可能性についても指摘した。

キーワード 高齢者イメージ、社会との関係、臨床心理学的援助

はじめに

現在、わが国は未曾有の高齢化社会の到来によって、さまざまな社会制度上の変化がなされている。「百年安心」と謳われた国民年金制度をはじめ、介護保険制度などの社会保障上の問題は勿論、老人虐待や老親殺人、老老介護の問題や孤独死、心中事件などの高齢者自身や家族を巡る問題など、次々と問題が露見してきている。その意味で高齢者人口の急増は若年・労働者層など国民全てを巻き込みながら、社会的・経済的・文化的にも今までの枠組みからの変容を迫っているといえる。そして、それらの社会・経済・文化を動かしているのが一人ひとりの人間であることを考えれば、個々の人間に対しても何らかの変容を迫っているとも考えることも出来る。その意味では、心理的な問題であるとも言えよう。

スイスの著名な精神科医であるユング (Jung, C.G.) は、時折「神経症になったことを神に感謝しなさい」と私的に語ったと言う。その真意についてストー (1997) は、「痛みが身体の不調に気づかせてくれるのとちょうど同じように、神経症症状は意識されていない心理的な問題への注意を促す」からであるとしている。わが国の現状について、ユングのように考えるとき、「我々が意識していない何らかの心理的な問題への注意喚起である」と考えることは可能である

う。今、臨床心理学の立場から積極的に今起こっている問題に向き合い、見つめ、味わうことを通して、そこに起こっているものをより深く捉えると同時に影響を被っていくことが必要なのではないだろうか。

臨床心理学の分野においては、高齢者に関する研究は欧米に比してまだまだ立ち遅れていることが指摘されている。現在のところ個別事例の研究や他の年齢層との発達上の比較研究が中心であり、社会との関係の中で生きる「高齢者」存在あるいはそこから派生する「高齢者」イメージについて論及されることは少ないと思われる。そこで本論文では、文献や資料における高齢者への言及に触れながら、わが国における「高齢者」とそのイメージの変化について取り上げる。その際、「高齢者」が暮らしていた各時代の文化や社会制度といった時代背景にふれ、文学、社会学、民俗学の知見を導入しながら考察を深めていくことにする。それは、これらの領域においても「老い」や「高齢者」にまつわる問題を通して、人間を見つめてきた長い積み重ねがあるからである。このような考察を深めることを通して、「老い」や高齢者にまつわる問題についての臨床心理学的な理解が深まるものと筆者は考えている。

I 歴史の中の「高齢者」

1. 古代における「高齢者」

わが国において、初めて詳細に高齢者像が記されたのは今から1200年ほど前の奈良時代まで遡るとされる。奈良時代の基本資料といわれる797年編纂の『統日本紀』や『日本書紀』『古事記』『風土紀』に描かれる老人像を研究した田中(1997)によると、次のような特徴が挙げられている。それは、皮膚の衰え、髪の色・状態の変化、痛処の発生、視力の減退、病気の併発、筋骨の衰弱、老人性痴呆による「狂言」「迷乱」という他人に感知し得る身体的具体的異変を帯びた存在としてのそれである。しかも、そのような異変を「穢れ」であり、「罪」と認識する「老」観を背景としたものであった。以下に「老」を帯びた存在としての「高齢者」が「穢れ」や「罪」を帯びた存在とみなされた様子を見てみることにする(新川、1994、田中、1997、山折、1991、折口、1965参照)。

そもそも、そのような「老」を身体の異変としての「穢れ」＝「罪」とする思想的源泉を天武期(在位673年-686年)以降に強調される仏教の政治的側面での影響に置くという見方がある。また民衆レベルにおいては、記紀神話に代表される神話的・宗教的な思想を背景として定められた天津罪国津罪にその起源を置く向きもあり、そのような「罪」を排除しようとするところの影響が考えられている。つまり、わが国における「老」にまつわる身体的具体的異変は、仏教あるいは天津罪国津罪に代表される宗教的な文脈から「穢れ」あるいは「罪」と位置づけられていた様である。もう少し、天津罪との関連について日本書紀中の話を見てみよう。

ここでいう天津罪とは、スサノヲが犯した罪であるところの田の畔を壊して溝を埋めたり、

祭場に糞を撒き散らしたりするといった農耕を妨害する行為を罪とするものである。罪を犯したスサノヲには「逐(放逐)」という罰が加えられ、その際「結束青草、以為笠蓑」という格好であった為「濁悪」と見なされ、衆神からは「宿」を拒絶されると続いている(日本書紀、第七段一書第三)。この神話上のスサノヲの行状が、ほぼそっくりそのまま当時の民衆にとっての「罪」であると規定されていることから、スサノヲ神話が天津罪の神話的根拠と考えられている。そして、ここで重要なのが、「逐」の際のスサノヲの格好である。

この時のスサノヲの姿態が「老醜の翁形」に相当するとされ、また「蓑笠」に表象される老者の身体・姿態が、それ自体「濁悪」=「穢れ」=「罪」を意味するために、その「罪」を祓うために追放刑(「逐」)に処されたと考えられている。そして、その「罪」ゆえに、追放後も他人の「屋」「家」内に立ち入ることを禁止された、という構造を示す。つまり、スサノヲが乱暴狼藉の末、罰として放逐された際、余りにも「古い」さらばえて「穢れと汚れに満ちていた」為、追放後も屋内に立ち入ることを禁止されたという風に考えられる。奈良時代においては、「古い」がそれほどの罪であったというのである。

一方で、このようなスサノヲの「蓑笠」という格好に別の意味を見出す説もある。この「蓑笠」という格好が春秋の田祭り時の来訪神の装いでもあったことから、日常的には「屋」「家」内に入れない「蓑笠」を着た翁も、予祝・収穫祭祀の時空間においては、神聖性を担う翁として再生するという構造を示しているというのである。そこからは、老人や皮膚病者が「穢れ」を宿した存在として「家」「サト」から排除されて無主の地に放逐され、日常的には否定されるが、その固有の聖性・異能力は予祝・収穫祭祀の場という特別なときだけは容認されるという社会慣行が想像されている。

つまり、基本的な規範意識として、「棄老」観と「養老」観という相対立する観点が既に存在したと思われる。ただ、「罪」や「穢れ」を帯びた存在として民衆の生活する社会空間から無主の地に放逐され、「棄老」されてしまう側面の方が日常的であったのだろう。そして、年に2回の田祭りの時にだけ、「神」という「聖性」を帯びたものとして「養老」されるということもあったのであろう。このような「罪」や「穢れ」を帯びた存在として蔑まれるというあり方は、奈良時代以降も継続されることになるのだが、その様子を平安中期の傑作と言われる清少納言の『枕草子』と紫式部の『源氏物語』について次に見てみることにする(新村、1991)。

清少納言がとらえた老いの姿は、老いのマイナスイメージをふくらませるものばかりである。『枕草子』第四十二段の「にげなきもの(似つかわしくないもの)」には、「老いたる者の腹高くあへぎありく」とある。年老いて妊娠した女性が、腹を大きく突き出して喘ぎながら走り回る姿、しかも、そうした女性が若い男性を持っているのは大変みっともないのに、男が他の女の所へ行くとするので、やきもちを焼いている姿は「にげなきもの」である。第二百五段では「年老いたるかたみ」、年とった乞食はわびしげにみえると言ひ、また百二十九段では「翁の髻放ちたる」、翁が烏帽子もかぶらず髻をむき出している姿はみっともないと言っている。第二百

四十六段では「ことに人に知られぬもの、人の女親の老いたる」、格別に人に知られないものは人の女親の年とっているものとある。唯一、老いのプラス面に言及しているのは第五十五段である。「年老いて、物の例など知りて、面なきさましたるも、いとつきづきしう目やすし」とある。老人は物事の先例をよく知っており、その経験の豊かさが落ち着きとして現われ、見ていて難がないというわけで、老いの両義性についてわずかにふれている。

また、『源氏物語』でも同様なマイナスイメージにあふれた記述がみられる。たとえば、「老いゆがむ」(早蕨)、「ゆがみおとろへたる」(手習)、「老いひがむ」(総角、賢木)、「老いかがまる」(若紫)、「みにくく老いたる」(浮船)、「老いくづほれたらむ」(少女)、「すげみにたる口つき(歯が抜け落ちて顔がこけ口がゆがむ)」(朝顔)、「舌つき(呂律があやしい)」(同)などと、「老いづく」(少女)と表現される老人具有の特性や老醜を描出している。

以上のように、頑固・僻み・痴呆・健忘・いじけなどを老人特有な性格と見、それらを好ましくないものと捉える視点があったことが通底している。このような「高齢者」イメージは中世に入っても語られているが、少し広がりを見せるようになるのである。その様子を次節に見てみることにする。

2. 中世における「高齢者」

中世における「高齢者」像を研究した飯沼(1990)によると、大きく4つの姿が見て取れるという。それは、①弱者としての顔、②鬼としての顔、③神としての顔、④たくましい老人としての顔である。以下に具体的にみていくことにする。

①まず、弱者としての顔であるが、社会から排除された存在としての一面である。その典型が『親棄山』である。これは平安時代の『大和物語』『今昔物語』にも採られた信濃国更級郡の話であり、北海道を除く本州から沖縄に至る日本全国にその類話が分布している(大島、1979)

また、弱者として社会の周縁部にある老人は、同じ弱者としての子どもと深く関わっている。絵巻物を通じて分析した黒田(1989)によれば、中世の子ども達の姿として最も普遍的な図像パターンは杖をつく腰のまがった老人とその手をひく子どもの姿であり、これは老人を介護する労働の担い手としての子どもの姿であるとしている。そして、老人は元気であるかぎり、田畑の農作業に赴く子ども達の両親に替わる子ども達の子守の重要な担い手であり、この弱者としての両者が相互に介護と保育が補完される関係であったとしている。

②続く、鬼としての顔であるが、その典型が『今昔物語』に「獵師の母、鬼となりて子を食はむとせし語」という話で示されている(今昔物語27-22)。それは次のような話である。昔、鹿猪を捕ることを仕事とする兄弟が年老いて立ち居もままならぬ母親を一軒の壺屋に住ませ、兄弟はそれを囲むように分れて住んでいた。九月のある暗い晩に、兄弟が猟にでかけると、獲物を待つ木の上にいる兄の髻を上からつかんで引き上げるものがおり、兄は鬼が自分を食おうとしていると思ひ弟に助けを求めた。弟は兄を助けるため、雁股(二股状のやじりの付いた

矢)をもってこの腕を射たため、鬼の腕は手首から切り落とされ、二人はこの手首をもってあわてて家に帰った。ところが、家に帰ると、母親の呼ぶ声がするので、どうしたのかと聞いても答えない。不審に思い、持ち帰った手首をよく見ると、母親の手首に似ている。遣り戸を開けて母親を見ると、「己等は」と取りかからんとするので、手首を投げ入れ戸を閉めると、母親はまもなく死んだという。この説話の結びには「これは、母がいたう老いぼれて、鬼になりて子を食はむとして、付きて山に行きけるなり。されば、人の親の年いたう老いたるは、必ず鬼になりてかく子を食はむとするなりけり」とある。十分な医療・看護の知識のない時代においては、老人性の痴呆により「狂言」「迷乱」の様相を示すことを「鬼になる」として、「棄老」へと繋がった可能性も示唆されている。

③一方、神としての顔として典型とされるのが、『八幡縁起』や『宇佐八幡託宣集』において八幡神は鍛冶の翁の姿や童子として現れたり、『石山寺縁起』において比良明神が赤い頭巾をかぶった老翁の姿で現れるといったところに示されている。当時の絵巻物や説話では、老人は神の化身としてしばしば登場し、老人の姿が神の姿とオーバーラップされている。その上で、『中世・近世に盛んに行われた絵解きなどに使用された『熊野観心十界曼荼羅』によれば、生まれた世界と死後の世界は同じである。こどもは死(無)から生へ、老人は生から死(無)へと方向は違うが死に近い存在である。また、近世以降の世界に比べてはるかに生産性の低い中世社会にあっては、こどもと老人そして女性は身体的にも社会的にも弱者として死に直面した人々であった。それゆえに、老人やこどもそして女性は神や仏の他界に近く、俗世と聖なる世界の境界に生きる人々として、畏敬される対象でもあった』としている。

④最後に、たくましい老人として典型なのが、平安末期の院政期を生きた藤原宗忠の『中右記』や鎌倉幕府の問注所執事である三善康信(法名善信)の『吾妻鏡』に見られるという。藤原宗忠は当時ならばないほど故実に通じた有能な公卿であり、老境に入ってからも請われて第一線で活躍し、故実を記録し子孫に伝えるため、77歳の出家・受戒の日まで日記を書き続けている。また三善康信も、1184年に頼朝の政務を補佐する問注所の執事に就任して以来、1221年の82歳の死の直前に子息康俊に執事職を譲るまで、その職にあったという。つまり、中世前期にあっては、財産や所職を所持する人々は家長権や財産処分権を死の直前まで持ち続け、社会的にもこれが保障されており、特に相続の対象になる財産を所有している階層にあっては、近世などと比較しても老人の力は強かったとされている。

以上の様に飯沼は「高齢者」像について4つの側面を指摘しているが、ここで古代に見た「高齢者」像と比較しみることにする。すると、次のよう特徴が見えてくるだろう。

まず「他人に感知し得る身体の具体的異変を帯びた」ものとして「罪」・「穢れ」を帯びた存在とする見方(②鬼としての顔)と、「固有の聖性・異能力」を帯びた存在とする見方あるいはそれとオーバーラップされる様な見方(③神としての顔)は前の時代から共通するものと言えよう。特徴的なのは、一つは「元気であるかぎり、田畑の農作業に赴く子ども達の両親に

替わる子ども達の子守の重要な担い手」として活躍するが、基本的には「弱者として社会の周縁部」に追いやられた存在としての「高齢者」像 (①弱者としての顔) が描かれることである。そして、もう一つには「老境に入ってからでも請われて第一線で活躍」し「財産や所職を所持して家長権や財産処分権を死の直前まで持ち続ける」という「高齢者」像 (④たくましい老人としての顔) が発生していることである。このような社会の中に位置づけられる「高齢者」というものは、社会制度や社会情勢と関連していると思われるので、次節で詳しく触れることにする。

3. 古代・中世における社会制度の中の「高齢者」

中世後期に入ると、武家層では隠居制が成立し始める。これは、隠居分・隠居料を老後の生活費用として最後まで所持できる一方、家長権・全財産の処分権は隠居の際失われるようになったことを意味する。一見隠居制によって家長権や老人の地位が衰退したとも見受けられるが、実際には家を譲って家長の地位を失った隠居であっても、自らは隠居分を抱え分家し、老後の生活の為にある程度の自立した経営をなし、若干の財産も所持していたのである。

つまり、わが国の歴史上初めて「隠居」制度が広い層に行き渡った背景には、ある程度の財産や家産を保持できれば、独立した生活を営むことが出来るようになったことが関係している。南北朝期以降の飛躍的な生産力の増大による余剰の増加があり、高齢者の役負担を免除することによって共同体から排除しつつも、その扶養を隠居というかたちで共同体のなかで保障する近世社会の村落共同体の体制の萌芽ができあがった為だと考えられている。

このような生産力の増大による余剰の増加によって、「高齢者」たちは在地社会から否応もなく「放逐」される必要がなくなり、よって「隠居」という形で地域あるいは家の中で面倒を見ていくことが可能になっていった時代が丁度中世だったのである。その結果、中世以前に見られた「高齢者」あるいは「老い」に対する「罪」や「穢れ」あるいは「聖性」を帯びた存在としての見方は表面的には語られなくなっていく。むしろ、社会という枠組みの中において、「弱者として社会の周縁部」に追いやられた存在 (①弱者としての顔)、あるいは「老境に入ってからでも請われて第一線で活躍」し「財産や所職を所持して家長権や財産処分権を死の直前まで持ち続ける」というあり方 (④たくましい老人としての顔) が前景化していくのである。その結果、これ以降の時代においては「高齢者の生活と生存をいかにして支えるべきか」という、家あるいは地域の側の持つ苦悩が頻繁に語られるようになっていくのと同時に、老いを養う手段に対する関心をひろく呼び起こすことにもなっていくのである。そこでは具象的な「高齢者」像が語られていくことになるのであるが、そのことを以下に見ていくことにする。

4. 近世における「高齢者」

戦国時代を終え、江戸時代に入ると太平の時代に入ったことにより、前代までと比べて高齢

まで生きる人々の割合が増大し、これに伴い老後の生き方や高齢者の介護に人々の関心が及ぶようになってくる(柳谷, 2001)。江戸時代の平均寿命は、約2世紀半の間に10歳近く延びて、幕末段階では30代後半となっている。現代に比べると短命の印象を受けるが、これは乳幼児期の死亡率の高さに原因があり、幼児期を無事に乗り切ることができれば、平均して60歳まで生きることが珍しくはない時代になっていた(須田, 1973)。人口に占める高齢者の割合も、地域的・時期的に上昇をみており、若年労働力の流失や産児制限などの要因が重なり、65歳以上の高齢者の割合が10%から15%にも上っていたようである。

この老年期の拡大と高齢者比率の上昇という現象は、人々に老年期は家産・家業を跡取りに譲り、自身のために悠々自適の生活を送りたいとする楽隠居願望を抱かせ、老年期をプラスのイメージで捉える志向性を生み出した。一方では、高齢者の生活と生存をいかにして支えるべきかという、老いを養う手段に対する関心をひろく呼び起こすことにもなっていた。特に傍系の親族や下男を含む大経営を営んでいた農民の家においては、開発や農業生産力の向上によって親族や下男に土地を分与し、かれらを独立させることが可能となっている為、一組の夫婦を中心にその子供と親世代が同居する直系の小家族の家が全国的に増えていった。この小家族の家が、生産や経営の単位になると同時に生活の単位ともなり、子供の養育と親の扶養の中心的な場となっていった時代でもある。介護においては、それまでの親族・同族・姻族などの親族ネットワークが果たしていた役割は小さくないし、五人組や村共同体などの地縁組織も扶助機能を発揮して介護の一部を担っていた。しかし、生産力の向上によって独立、分家が進められた結果、介護の中心的な場は家という限られた空間に閉じ込められ、そこでの家族の役割が大きく浮上してきた。その結果、18世紀初頭以降、高齢期を健康に過ごすための知恵や知識を説いた養生論の類や、高齢者を扶養介護するための心得や具体的な実践法を説いた家政書、教訓書がさかんに登場してくるが、まさに社会のなかで扶養介護の重要性や切実さが認識されはじめてきた証であるといえる。このように江戸時代は、長寿の可能性が広範な身分階層に及ぶようになったことに加えて、家ごとに家族を主体とする介護が行うようになった点で、近代以降の家族と介護をめぐる状況を生み出す根幹がかたちづくられた時代であったといえる。

ただ、柳谷(2001)によれば、この時代の介護の中心は当主である男性が主に担い、舅姑の介護負担を理由に嫁が離婚を迫ることもあった点にこの時代の特徴がある。貧しい武士などにあっては、当主として老親の面倒を見る責任と職務の遂行との間で選択を迫られる事態もあり、介護が長期に渡る場合には介護の為に職を辞する者も現れたという。そのような状況からは、ごく一部の裕福な家を除けば、多くの家族にとって重圧としてのしかかっていた現実が浮かび上がってくる。それは、例えば1722年幕府の儒官室鳩巢による『六論衍義大意』において、分限相応の孝行を奨励したうえで、父母が高齢になったならばなるべくそばを離れず、日常の動作にも介添えをし、病気のさいには他事を捨てて寝ずの看病に専心し、父母の心を安心させることが大切である、などと述べているところからもうかがわれる。その他にも18世紀半ば以

降、幕府や藩はさらに家族の扶助役割に踏み込んだ教化策を展開し、孝行や貞節など、家族倫理に照らして人々の手本となるような善行に対する褒賞を1801年に『官刻孝義録』としてまとめている。それは、老病者の介護を忌避する傾向が目立ってきた為に、そうした動向への対応策の一つとして用いられたものであった(菅野、1999)。

以上のような幕府や藩の強化策の一つは家族に対する扶助機能の強化に、もう一つには村に対しては家族を持たず、かつ親類の援助が得られない要介護者については村全体で面倒みるべしとして強化していった。村に求められた役割は身寄りのない老人に対する家族機能そのものであり、とくに村役人たちは、援助を必要とする人々を放置して死に至らしめるようなことがあれば落度とされていたように、責任は大きいものがあつた。その根底には、家族・親族の情愛に通じる親近感を同村同郷の者どうしにまで拡充し、一家の和という家族倫理を一村・一郷の地縁に拡大させて孤児や老人などの社会的弱者を地域の中で扶助していくことを求めたという考えがあつたものと考えられる。

5. 近代以降における「高齢者」

明治時代の急激な富国強兵・産業育成の要請のもとにおいて、豊かな社会保障を望むことはもとより、家産管理者としての戸主を中心に家族イデオロギーが強化されるとともに、看護や介護にあたる者として、家族のなかで女性、なかでも主婦の役割が強調されてゆくという動きがみられるようになってくる(柳谷、1996)。そして、旧民法の扶養規定を基底としてつくられた法文化や国定修身教科書による親孝行教育などの国家政策によって高齢者の扶養も介護も一体のものとして、すべて家族によって行われてきたし、そのような社会的・道徳的強制も現実に存在していた。それは国家的な扶養や介護の制度の欠陥を補完する役割を果たしてきたともいえる(山中、2001)。

例えば、日本が十分に工業化しておらず、戦前の家族制度を色濃く残していた時代である1950年代を例に取れば、都市部でさえも病院に入院するということがほとんどなかったことから、多くの高齢者は数日から数週間自宅で床について亡くなったという(岡本、1996)。特に農村部にあっては、農業に手がかかり、猫の手を借りたいほど忙しかったこともあり、ほとんど介護らしい介護もできず、またそういう家の事情を知る高齢者は何も言わなかったようである。要するに、この当時は高齢者の「最後を看取る介護」はあつたが、重い障害のある高齢者を何年も介護するようなものではなかつたのである。このような時代を経て以降、高度経済成長で栄養状態が改善し、生活水準の向上や医療の普及によって、急速に平均寿命が延びていく。長寿化は高度経済成長がもたらした豊かさのたまものと言えるが、その結果介護を必要とする高齢者も増えてきたのである。

このような、社会的・道徳的強制もあつて家族によってなされていた扶養や介護において、歴史的転換点となつたのが、1961年に国民皆保険制度の成立である。この制度により、誰でも

病氣や怪我をしたときに病院や診療所にかかれるようになったが、とくに高齢者は大病をしても大怪我をしても、従来は自宅でせいぜい開業医の往診をうけるのが精一杯の手当てであったのが、入院できるようになり、きちんとした医療が受けられやすくなっていく。さらに1973年、70歳以上(多くの地方自治体では65歳以上)の高齢者については健康保険の自己負担分を国や地方自治体が肩代わりするという老人医療無料化制度がスタートすると、1980年代初頭にかけて各地に「老人病院」と呼ばれる病院が急増する。そこでは徹底的に医師・看護婦が減らされ、付添い婦の大量導入をはじめとする高い利用者負担や「点滴漬け」「検査漬け」あるいは「寝かせきり」にしてしまう「ベッドしぼり」なども行われていたと言われる。しかし、「特別養護老人ホーム」などの代替施設がなかなか増えなかったことなどが理由で「老人病院」に入院する人は多かった。

そして1982年「老人保健法」が施行され、1973年以降の老人医療無料化が医療費高騰を招いたとして、老人医療費の伸びを抑え、同時にその費用負担の仕組みを変えるために、利用者の自己負担を再度導入することになった。これらの制度改訂を通じて、高齢者の医療あるいは社会保障の分野に「介護」という重大な問題があるということに気づいた厚生省は、1986年の「老人保健法・改正」をもって「老人保健施設」を認め、1989年には「高齢者保健福祉推進一〇ヵ年戦略」(いわゆるゴールドプラン)を発表し、理念的にも北欧に学んだ、たんなる受け身の世話ではなく、「介護」を「自立支援」の世界と位置づけた、公的介護保険構想を発展させる。それは「寝たきり老人とは寝かせきり老人のことだ」ということを通念として、「特別養護老人ホーム」や「老人保健施設」といった施設整備とともに、はじめて「在宅福祉三本柱」といわれる、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイというような、高齢障害者への在宅生活支援に本腰をいれるようになったのである。そして、1994年には2倍近い規模に整備目標が上積みされた新「ゴールドプラン」がはじまり、2000年からは新たにゴールドプラン21がはじまり、同年には介護保険制度もはじまっている。

介護保険制度は2000年4月に導入され、老後最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みであり、以下のような利点があると国民に説明された。①自らの選択に基づいたサービス利用が可能、②高齢者介護に関する福祉サービスと医療サービスの総合的・一体的な提供、③公的機関のほか、民間事業者や非営利組織などの多様な事業者の参入促進が図られ、効率的で良質なサービス提供が期待される、④社会的入院の是正などにより医療費の無駄が解消される、という4点である。しかし、現実には被保険者、要介護(支援)認定者、介護サービス利用者ともに大きく増えており、制度は社会の中で定着が進んでいるといえるが、一方で介護費用の増大も急激に進んでいる。そのため、2006年4月に改正介護保険制度が施行され、①要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付の創設(軽度者の大幅な増加)、②介護保険施設等の居住費・食費について保険の給付外化(在宅と施設利用者負担の公平性)、③地域密着型サービスの提供およびその窓口としての地域包括支援センターの創設

(在宅支援の強化や介護と医療の連携強化)、④事業者情報の公表の義務化や事業者支援の更新制導入(質の確保)、⑤低所得者の保険料軽減など負担能力に準じた保険料制定(低所得者への配慮)といった見直しがなされた(工藤、2006、岡本、1996)。

介護保険制度の導入は、明治民法下における家父長制の元、老人介護を専ら家族一特に非血縁者である嫁が行い、行政がそれを援助する形から、「保険制度というお金を支払った上での共生システム」への移行を意味する。そして、介護保険下で介護を受ける人は「お金を支払った顧客」として堂々とサービスを受ける権利を有することを意味するともいえる。しかし、実際には、サービスを受けようにも制度上の不備が多く、また十分なサービスを提供できるだけの事業所も確保されていないことから不十分なサービスを享受するに留まっている。また、家族にとってみればサービスの提供は高齢者自身という限定した範囲にしか提供されないことから、家族自身が望むような十全のサービスを受けることは必ずしも可能とは言えず、またサービス利用の1割負担も重く家計にのしかかるという高齢者と家族の双方にとってストレスフルな状況にあり続けているといえる。

6. 近世以降における社会制度の中の「高齢者」

近世以降、特に江戸時代に入ると、特に農民にあっては生産力の向上によって独立、分家が進められ、介護の中心的な場は家という限られた空間に閉じ込められるようになっていった。そのため、そこでの家族の役割が大きく浮上し、現代にも通じる家族と介護をめぐる状況を生み出す根幹がかたちづけられた時代であった。その結果、老病者の介護を忌避する傾向が目立ってきたこともあり、幕府や藩は家族に対する扶助機能の強化と家族を持たず、かつ親類の援助が得られない要介護者については村全体で面倒みるという、共同体のなかで扶養を保障する村落共同体の体制の強化が示されていった。

そして、戦前日本では旧民法の扶養規定を基底としてつくられた法文化や国定修身教科書による親孝行教育などの国家政策によって高齢者の扶養も介護も一体のものとして、すべて家族によって行われており、そのような社会的・道徳的強制も現実には存在していた。そのような中、戦後の高度経済成長で栄養状態が改善し、生活水準の向上や医療の普及によって、急速に平均寿命が延びていく中で1961年に国民皆保険制度が成立。それ以降、「老人病院」や「老人保健施設」「特別養護老人ホーム」などの医療・福祉施設への入居者の増加とそれに伴う医療・介護費の増加傾向は、「介護」を「自立支援」に方向づけるなどの政策上の変化にも関わらず、現在まで続く問題であることも示された。

現在行われている医療・介護費抑制の政策の結果、介護する家族や高齢者自身にとって満足のいく介護サービスが受けられない、「自立支援」の名の元に高齢者自身が望まないリハビリや生活スタイルの変化が求められる、「高齢者にも応分の負担を」との理由から医療費負担割合の増加、住民税等の増加などの多岐に渡る問題が起こっている。また、核家族化に伴って家族が

家で介護できにくい状況の中で、受け皿となっていた病院内の介護型あるいは医療型病床についても「患者の約半数が入院医療の必要性が低く、退院が可能」とのことから「コスト的に割安な老人保健施設などの介護施設に移ってもらったり、在宅での療養に切り替えたりしてもらう」といった厚生労働省発表が為されている。しかし、各種の介護施設では入所希望者が殺到し、入所待ちも多い現状を踏まえると問題は簡単ではないと言える。

II 考察—現代社会との関係の中での「高齢者」

以上、I章に見てきたような歴史的流れの中で、わが国における「高齢者」の存在が、経済的・社会的変化によって影響を受ける様が、例えば暮らす場所の変化という形で示された。ここでは、I章3節において、中世後期からの生産力の増大による余剰の増加が隠居制の発生をもたらしたことに触れ、「老い」を「罪」あるいは「穢れ」と捉えられ社会から「放逐」された存在であった「高齢者」が、家あるいは地域の共同体において保護・扶養される存在へと変化した様を指摘した。また、I章6節の中で、近世以降特に農民の間では生産力の向上によって独立、分家が進められ、介護の中心的な場は家という限られた空間に閉じ込められるようになっていったことを述べ、家族役割の浮上とそれを補う意味で、共同体のなかで扶養を保障する村落共同体の体制の強化を示した。そして、戦後を迎えると高度経済成長による栄養状態の改善、生活水準の向上や医療の普及によって、急速に平均寿命が延びていく中、高齢者は家を離れて「老人病院」や「老人保健施設」「特別養護老人ホーム」などの医療・福祉施設へ入ることが多くなっていることを指摘した。このことは何を意味するのであろうか。ポーヴォワール(1972)は、高齢者の身分が「彼が所属する社会によって課せられる」ことを示唆したが、そのことを手がかりに以下に二つの視点から考察したい。

1. 影の側面としての「老」

そもそも、そのような社会の態度は、「高齢者」あるいは「老年」といったものが明確に区分された年齢層とみなさないことと関係しているように思われる。ポーヴォワールは、言葉の獲得、第二性徴の発現や成人式といった各種の通過儀礼を経ることによって、その階梯が位置づけられるのに対して、老年期のはじまる時期は明確に定められておらず、通過儀礼も行われないことを指摘している。わが国においても、老人性痴呆による「狂言」「迷乱」という他人に感知し得る身体的具体的異変を持つことによって無主の地に「逐」されるが、元気であるかぎりは田畑の農作業に赴く子ども達の両親に替わる子ども達の子守の重要な担い手であった。そのような意味で、病理学的変化あるいは身体的変化によって「老」が規定されてきたことがうかがわれるが、年齢に規定されるような明確な階梯は存在しない。階梯が存在しないということは、成人あるいは大人として一括りにされうる存在であるとも言え、その為成人と同様の

負担を強いられうる存在であると言える。

その一方で、「高齢者」は明らかに可視的な変化を帯びた存在であり、そのような変化について考えることについてボーヴォワールは、「私が存在しなくなる」こと、あるいは「自分を別の者〔他者〕と考える」ことであると指摘している。だからこそ、「人びとは彼らが一つの異なった種族に属している」と考え、「人びとは老人を他の人間たちとは同じ必要も同じ感情ももっていないとみなしているに違いない」と述べている。ここでは柏木(1987)が「若さ信仰」と名付けるような、老いや死を疎み、若さや新しさに価値を置き、その価値を賞賛する傾向や生々しい死を遠ざけたり、老いを管理したりしようとする姿が見て取れる。河野(1987)は、そのような若さや新しさに価値を置くことについて、「そこには、老化はなく、常に死を否定し、明るい世界で、影の世界、子供、老人などの弱さを否定する」とし、更にそのような志向性について「人間が生まれながらに持っている弱さ、悲哀、別離、痛み、そして死は、人間の持つマイナス・イメージとして、無意識の世界に忘却させようと努力してきた」としている。この意味では、「死」や「老」を帯びた「異物」として排除(放逐)されうる存在であるとも言える。

このような「老」に関する二面性は、現代社会においては巧妙に使い分けられているように思われる。それは制度上において、例えば介護保険に関して「顧客」として負担を強いながらも、いざ「顧客」としてサービスを受けようとするとき制度上の不備が多くて不十分なサービスを享受するに留まっていることなどを挙げることができる。

また、個人の内においても「死」や「老」といった負のイメージは無意識の世界に抑圧(忘却)されている。その為、それらのイメージが意識の中に立ち現れてくることは非常に大きな不安や困惑をもたらす。例えば、有吉佐和子の『恍惚の人』の場合次のように記されている。舅である茂造の痴呆が進みいよいよ家庭での介護が難しいと役所に相談に行った主人公の昭子が、役所の係の人間から老人性痴呆は精神病であると告げられた際の描写である。「精神病なのか。老耄は。痴呆。幻覚。徘徊。人格欠損。ネタキリ。茂造は部屋の隅で躰を縮め、虚ろに宙を眺めている。人生の行くてには、こういう絶望が待ちかまえているのか。昭子は茫然としながら薄気味の悪い思いで、改めて舅を見詰めた」と。このような絶望や薄気味悪い感じ、あるいは人間の弱さや苦悩といった普遍的な影の側面が我々の意識からスプリットまたは無意識の世界に抑圧(忘却)されようとするあり方が現代における高齢者にまつわる問題にも通底していると思われる。つまり、このように意識から切り離そうとする動きに対するカウンター(注意喚起)として現代の高齢者にまつわる問題が起こっているとする視座が大切であろう。

2. 生き方の「多様性」

ボーヴォワール(1972)が言う、高齢者の身分が「彼が所属する社会によって課せられる」ことについて別の視点から見ていくことも必要と思われる。それは、本論で見てきた高齢者のあり方を「多様性」あるいは「選択可能性」という視座から見つめるということである。

例えば高齢者の暮らす場所について、奈良時代においては病理学的変化あるいは身体的変化が現れた場合には「罪」「穢れ」として「無主の地」に放逐されるという罰が下されたが、それが時代を経るごとに「共同体の中」で緩やかに扶養されることを可能にしたり、あるいは「家」の中で扶養されることが強調されたり変化してきていると捉える見方である。その文脈で言えば、現代では「家」の中で扶養することも可能であるが、「精神病院」や「老人病院」といった医療施設や、「養護老人ホーム」「特別養護老人ホーム」「グループホーム」といった様々な介護施設などの選択が可能になった時代であると言える。そのような「多様性」「選択可能性」の拡がりは、一見すると好ましいことのように思われるが、しかし、半面我々に「いかに生きるのか」あるいは「自分の生き方」の選択が迫られている状態であると言うこともできよう(皆藤、1998)。

岡本(1996)は、まだ国民皆保険制度が成立する前の1950年代頃の青森県津軽半島の高齢者について次のように描写している。「常時布団の上で生活しているが、なんとか身を起こすくらいはできる、そういう状態になると、朝一家総出で田んぼへ行く前に、枕元におにぎりとお水を置いておく。昼間は『なげておく』(放置しておく)のが普通でした。夜、家にもどってから、ようやくオシメを換えてやるだけ」。まったく起きられなくなったら「もう『終わり』」というのが皆の了解でした。そうなる食べ物も水も与えないようにして、要するに苦しませないように死期を早めた。老人もそうなる覚悟を決めて、そういう扱いを黙って受け入れた」と。ここでは、家の者が農業に手がかかり、猫の手を借りたいほど忙しかったこともあり、ほとんど介護らしい介護もできず、またそういう家の事情を知る高齢者は何も言わなかった様子が示されている。そこでは「最後を看取る介護」はあったが、重い障害のある高齢者を何年も介護するようなものはなかった。そういう在り方・生き方しか選択肢は無かったのである。

しかし、現在に生きる人間は違う。高齢者が選択肢の多さに戸惑っている様子を佐江衆一は小説『黄落』の中で次のように描写している。互いに老親介護をしている夫婦の会話である。週に一度介護に行く妻が、その実母がオムツを取替えてもらいながら発した「わたし、どうしたらいいの」という言葉である。その言葉を妻から伝え聞いた主人公である夫の反応は、「その言葉に私はたじろいだ。私の母はそうは訊ねなかったし、父も聞こうとはしないが、死を間近にした老人は誰もが、無言のその問いをわが子に発しているのではないのか」と思い当たるのである。単純に「多様性」や「選択可能性の拡がり」によって生き方の幅が広がるといったプラスの側面を見るだけでなく、その影の部分に内包される「わたし、どうしたらいいの?」という「生き方」の本質が問いかけていと捉える必要がある。そのことは高齢者自身が問われているだけでなく、現在を生きる人間に共通の問いである。現に佐江の小説の主人公は、妻が「何も考えないでいいのよ」と言ったことを聞いて、「私は衝撃をうけた。私には咄嗟にはもちろん、考えれば考えるほど、そうは答えられない」と考え始めるのである。皆藤(1998)は『「生き方の多様性」ということばは、生き方の基盤を喪失した現代の時代性を逆に

照射して見せただけである』と指摘している。このことも現代の高齢者にまつわる問題を考える上で、大切な視座と言えよう。

結語

ユング（1933）は、「意識と無意識とはどうしても互いに対立し合うという関係にあるのではなく、互いに補い合って一個の全体へ、本来的自己（ゼルプスト）へと至る」ことを心理療法の目的であり、人生の目的に置いた。その過程をユングは「個性化」あるいは「自己実現化」と呼び、「意識の手に届かなくなってしまういっさいの心的なものがある」という無意識からのメッセージに意識が積極的に耳を傾ける必要性を説いた。またエリクソン（1990）は、老年期にある者は「まだこれから生きなければならないというよりはもうほとんど完結しているライフサイクルを目のあたりにし、残された未来を生き抜くための英知の感覚を統合し、現在生きている世代の中でうまく釣り合う位置に自分を置き、無限の歴史的連続の中での自分の場所を受け入れる」作業を成し遂げるといって「統合」の課題遂行の必要性を説いた。そのような「個性化」あるいは「統合」といった過程に付き添うことは、まさに「いかに生きるのか」という生きる意味の探求の路であり、「私とは何者なのか」という問いについて答えをみつける作業であると言える。そのような過程に寄り添うことは、日常的に家事や介護に追われる家族や介護士には難しいであろう。臨床心理学によって為される必要があると思われる。

また、ギーゲリッヒ（2001）が指摘するように、「生きる、産む、死ぬ、食べるという完全で欠くところのない自然の道程」、別の言葉で表現するならば「神話的体験の基盤であり場である世界」を我々は放り出してしまっている。ユングがブエプロ・インディアンの存在理由が彼らの父である太陽の運行を日毎に助けるという課題にあったと言うような、あるいは70歳になれば檜山まいりに出かけるといった深沢七郎の『檜山節考』の世界に示されるような、存在の神話を我々はなくしてしまっている。「自分の神話」あるいは「自分がそのなかで生きている神話」について見つけ出す過程、それを河合（1983）は「われわれの人生そのものが、ひとつの創造過程である」と称したが、その過程に同行することが大きな役割であると思われる。その過程においては、当然のことながら生の延長に待ち構えている老いや死という影の側面についても触れられていくことが大切であろうと思われる。

以上社会との関係の中で生きる「高齢者」存在あるいはそこから派生する「高齢者」イメージについて触れながら、高齢者にまつわる現代的問題点やその臨床心理学的援助に関して考察を加えてきた。今後の課題として、「高齢者」像についての4側面や「老いの知」、「棄老」「養老」に関する研究の深化、実際の・具体的な臨床心理学的援助のあり方などが残された。

〔参考・引用文献〕

- 赤松憲雄 1985 異人論序説 砂子屋書房
- 新川登亀男 1994 日本古代文化史の構想 名著刊行会
- 有吉佐和子 2003 恍惚の人 新潮文庫
- Simone de Beauvoir 1970 *La Vieillesse*. Editions Gallimard.:朝吹三吉訳 1972 古い 上 人文書院
- Erikson,E.H. , Erikson,J.M.& Kivnick,H.Q. 1986 *Vital involvement in old age*. Norton & Company.:朝長正徳・朝長梨枝子訳 1990 老年期 みすず書房
- 深沢七郎 1957 楢山節考 中央公論社
- ギーゲリッヒ,W. 河合俊雄編・監訳,田中康裕訳 2001 ユングの自己についての思惟 ユング心理学の展開 (ギーゲリッヒ論集) 3 神話と意識 日本評論社 pp.1-29.
- 穂積陳重 1978 隠居論 日本経済評論社
- 飯沼賢司 1990 日本中世の老人の実像 In利谷信義編 シリーズ家族史5 老いの比較家族史 三省堂
- Jung,C.G. 1933 *Die Beziehungen zwishen dem Ich und dem Unbewußten*, Zürich.:野田 倬訳 1982 自我と無意識の関係 人文書院
- 皆藤章 1998 生きる心理療法と教育. 誠信書房
- 柏木博 1987 若さ信仰と現代 In多田富雄・今村仁司編 老いの様式 誠信書房 pp.191-208
- 河合隼雄 1983 大人になることのむずかしさ 岩波書店 201p
- 河合隼雄 1997 「老いる」とはどういうことか 講談社+a文庫
- 河野博臣 1987 メタファーとしての古い In多田富雄・今村仁司編 老いの様式 誠信書房 pp.157-188
- 工藤由貴子 2006 老年学 角川学芸出版
- 黒田日出男 1986 X「童」と「翁」—日本中世の老人と子どもをめぐって In境界の中世 象徴の中世 東京大学出版会 pp.217-230.
- 百瀬孝 1997 日本老人福祉史 中央法規
- 新村拓 1991 老いの看取りの社会史 法政大学出版局
- 大島建彦 1979 姥棄山の昔話と伝説 In三谷栄一ら編 論纂説話と説話文学 笠間叢書 P.479-522.
- 岡本祐三 1996 高齢者医療と福祉 岩波新書
- 折口信夫 1965 翁の發生 In折口信夫全集 第二巻 中央公論社 pp.371-415
- 佐江衆一 1999 黄落 新潮文庫
- Storr,A. 1983 *The Essential Jung*. Princeton University Press.:山中康裕監修,菅野信夫・皆藤章・濱野清志・川寄克哲訳 1997 創元社
- 須田圭三 1973 飛騨O寺院過去帳の研究 生仁会須田病院
- 菅野則子 1999 江戸時代の孝行者 歴史文化ライブラリー73 吉川弘文館
- 田中禎昭 1997 古代老者の「棄」と「養」 歴史評論 565号 pp.2-16
- 山中永之佑 2001 介護と家族—その現代的課題— In山中永之佑ほか編 介護と家族 早稲田大学出版部 pp.23-58
- 山折哲雄 1991 神と翁の民俗学 講談社
- 柳谷慶子 1996 日本近世における家族・地域の扶養介護 In岩本由輝・大藤修編 シリーズ比較家族I

社会との関係の中で生きる「高齢者」 (深澤 龍永)

期 5 家族と地域社会 早稲田大学出版部

柳谷慶子 2001 日本近世の高齢者介護と家族 In山中永之佑ほか編 介護と家族 早稲田大学出版部
pp.171-202

(ふかさわ たつ のり 教育学研究科臨床心理学専攻博士後期課程)

(指導：東山 弘子 教授)

2007年10月11日受理